

平成 24 年 12 月 19 日

村上市議会議長 板垣 一徳様

村上市議会市民厚生常任委員会

委員長 山 田 勉

行政視察報告書

下記のとおり、市民厚生常任委員会の行政視察を行ったので、その結果を報告します。

記

- 1 期 間 平成 24 年 10 月 23 日（火）～ 10 月 25 日（木）
- 2 視察地 (1) J A 長野厚生連 佐久総合病院（長野県佐久市）
(2) 長野県立総合リハビリテーションセンター（長野県長野市）
(3) あらかわクリーンセンター（福島県福島市）
- 3 参加委員 山田 勉 委員長 渡辺 昌 副委員長 板垣千代子 委員
長谷川 孝 委員 小池 晃 委員 本間清人 委員
相馬エイ 委員 齋藤信一郎 委員 (計 8 名)
- 4 調査項目 (1) J A 長野厚生連 佐久総合病院
病院の再構築と基本理念について
(2) 長野県立総合リハビリテーションセンター
身体障害者の自立支援施設及び機能回復施設の現状について
(3) あらかわクリーンセンター
民間事業者の運営によるごみ処理施設の状況について
- 5 調査目的 (1) J A 長野厚生連 佐久総合病院
「病院の再構築と基本理念について」
当市では村上総合病院の新築に向けて建設場所の選定作業を行っているところ。同病院は地域の基幹病院として大変重要な役割を担っているが、近年は医師不足の状況が続いており、その結果、診療科目も減少しています。先般、20 億円を限度に当市が

建設費の一部を負担する旨、市長が説明されました。同病院は民間ではあるが、当市議会として新病院の在り方を提言するために、全国的に注目されている佐久総合病院の地域医療の先進的な取り組みを調査するものです。

(2) 長野県立総合リハビリテーションセンター

「身体障害者の自立支援施設及び機能回復施設の現状について」
新潟県には設置されていない県立・県営の同施設が、どのように運営されているのか、その現状を調査するものです。

(3) あらかわクリーンセンター

「民間事業者の運営によるごみ処理施設の状況について」
当市では平成27年4月からの稼働に向けて、民間事業者が施設的设计・施工から、運営・維持管理まで一括して行う公設民営(DBO)方式による新ごみ処理場の建設が始まりました。20年間の運営委託という初めての方式による実施となるので、同方式で平成20年9月に供用が開始されたあらかわクリーンセンターを視察して、民間事業者による施設運営の状況を確認し、新ごみ処理場が地域にとってより良い施設となるよう調査するものです。

6 調査概要

(1) JA長野厚生連 佐久総合病院

「病院の再構築と基本理念について」

【対応者】 JA長野厚生連佐久総合病院 西澤延宏 副院長

【経過】 同病院の理念や概要のほか分割再構築について、パワーポイントに基づき詳細な説明を受け、その後、ヘリポートに駐機していたドクターヘリの見学を行いました。

佐久総合病院の概要

昭和19年1月、産業組合(現在の農協)の病院として発足する。
病床数は、一般病床600床、ICU20床、精神科病床112床など合計821床。
県下にある2機のドクターヘリのうち、1機が配備されている。(17年より)

基本理念

佐久病院は「農民とともに」の精神で、医療および文化活動をつうじて住民のいのちと環境を守り、生きがいのあるくらしが実現できるような地域づくりと、

国際保健医療への貢献を目指します。多くの場合、理想と現実とは時間の経過によって大きく乖離してしまうものであるが、西澤副院長の説明される病院の地域医療活動の状況や、今年 66 回目という「病院祭」をはじめとするさまざまな文化・スポーツ活動による地域との積極的な交流、院内ですれ違うすべての看護師や事務職員の温かみのある対応が印象的であり、上記の理念に基づいた病院運営が実践されていると強く感じました。



佐久総合病院における医師の確保

通常、病院の医師を確保する方法は、大学からの派遣やフリーの医師の雇用によるが、佐久総合病院では自前の医師養成システムが確立されています。昭和 43 年に臨床研修指定病院となって以来、実習医学生を積極的に受け入れ、また、全国公募することによって学閥が排除されたとのこと。最近では 15 名の受け入れに対して、全国から 100 名以上の応募があるそうです。

また、同病院の初期臨床研修の特徴として次の点があります。

- ・プライマリケアを重視し総合診療方式を採用
- ・高度医療から在宅ケアまでの領域を幅広く体験する研修が可能
- ・1 次から 3 次までの救急医療研修が可能
- ・地域に出る研修が必須 など

さらに、高齢化の進行により、慢性的な疾患や多疾患の併存する患者の増加が見込まれ、一般医の養成が必要との観点から、総合診療科や総合外来などプライマリケア教育体制が整備されていることが説明されました。

以上のような研修体制や、「地域で働く医師は、地域でしか育てられない」という同病院の考えに魅力を感じる研修医が、全国から同病院に集まってくるのではないかと感じました。

西澤副院長も同病院で研修医となり現在に至っているそうです。地域を大切にする同病院の確固たる理念と、自前の医師養成システムの存在によって、医療機関を取り巻く厳しい状況の中でも、同病院の医師の確保がなされているものと考えます。

病院の分割再構築

現在の佐久総合病院は、建物の老朽化と狭隘な敷地、診療圏の拡大、一般医療と専門医療の混在等の問題に対処するため、救急・急性期医療・専門医療を担う「佐久医療センター」と、一般医療・慢性期医療・回復期リハビリテーション・在宅医療等を目的とした「佐久総合病院本院」に分割再構築されます。

佐久医療センターは現在の病院とは異なる場所に 25 年 12 月開院予定で事業費は 225 億円、病床数は 450 床です。本院は現在の古い建物部分を改築して、平成 28 年の開院予定、事業費は 40 億円、病床数は 300 床となっています。

佐久総合病院の再構築は、単なる病院の建替えではなく、地域の医供給体制を見直し、将来の地域医療を守り、向上を目指すものであります。

両施設を合わせた病床数が現在の 821 床より少なくなっているのは、その一端です

【所 感】 医師不足の問題については、最新の設備や高度な医療機器の導入やその有無などによって解決されるものでなく、地域と一体となった病院づくり、魅力的な地域づくりをすることが大切であると感じました。

佐久総合病院の高い理念と運営方針、そしてその実践は他の医療機関の範となるものです。なかなか一朝一夕には難しいと思うが、それに一步でも近づく努力が必要ではないでしょうか。

また、村上総合病院の新築にあたって、補助金の関係もあり、病床数をどのようにするのか議論されているが、この点を西澤副院長に訊ねたところ、全国的には建て替えなどの際には病床数を減らす方向にあり、村上総合病院のような 300 床前後の規模の病院経営が一番難しいのではないかと説明がありました。病床数を少なくすることで建設費を抑えることができ、また、現在の医師や看護師の確保の困難さや、今後の患者の減少を考えれば、病床数が少ない方が経営的に楽であるとも述べられました。大変参考になる意見です。



佐久総合病院の初代院長の若月俊一氏の言葉に、「健康・医療は与えられるものではなく、住民自らが獲得するものである」とあります。今後とも、地域医療を守り向上させるためには、地域住民、行政、医療機関の三位一体の密接な連携が必要であり、新村上総合病院の建設を好機ととらえ、保健・医療・福祉が有機的、機能的にネットワークを形成し、地域包括的医療の中核となる病院の構築について、地域全体で取り組んで行く必要があると強く感じました。

(2) 長野県立総合リハビリテーションセンター

「身体障害者の自立支援施設及び機能回復施設の現状について」

【対応者】 長野県立総合リハビリテーションセンター

山本高明 次長兼管理部長

鶴田明生 支援部長 他 2 名

【経過】 同センターの設置目的や、施設の概要、リハビリテーションの流れについて説明を受けた後、施設内や自動車教習車コースなどを見学しました。

同センターの概要について

昭和 49 年に、「長野県身体障害者リハビリテーションセンター」が設置され、その後さまざまな経過を経て、障害者自立支援法の施行により、より身近な地域において自らが質の高いサービスを選択して受ける時代となったことから、従来の施設を継承して、平成 18 年 4 月から「長野県立総合リハビリテーションセンター」となり、現在に至っている。



- ・設置者 長野県（運営主体も同じ）
- ・設置目的

体に障害のある方の支援に必要な相談

身体に障害のある方に対し、医学的、心理的、職能的判定を行うとともに、医療、職業、生活、住宅などの相談に応じる。

身体に障害のある方に対する総合的リハビリテーションの実施

病院と施設を連携し、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、身体障害者福祉司、心理判定員、生活支援員など各専門職による技術を提供し、障害の状態に応じて策定したリハビリテーションプログラムを作成し、社会復帰のための支援を行う。

地域リハビリテーションの向上

地域リハビリテーションの発展と技術の向上を目指して、県内の関係各機関と連携し、リハビリテーションに関する情報の収集とその活用を図り、関係機関への情報提供を行う。

- ・施設

障害者支援施設（入所支援）

地域生活移行のためのリハビリの継続や、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方への機能訓練を中心とする自立訓練支援や、就労等を希望する方への就労移行支援などを行います。定員 80 人。（22 年度入所者利用率 65%）

病院（入院・外来）

身体に障害がある方で、医師や関係各機関からの紹介があった方が利用

できます。診療科目は、整形外科、神経内科、内科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科。病床数は80床。(22年度の外来数20,338人、病床利用率77.8%)

補装具製作施設

補装具の制作や修理を行います。(平成22年度の義肢装具製作・修理件数464件)

更生相談室

施設入所・通所の相談、補装具・自立支援医療に関する相談・判定や情報提供及び必要な援助を行います。身体障害者手帳の交付を行います。(平成22年度の更生相談件数 5,921人)

【所感】 同センターは県立・県営の施設であり、その特性や利点を生かした運営がされており、更生相談から就労支援までの一貫した総合リハビリテーションセンターとして、医療と障害者支援施設が一体化した障害福祉センターとして、それぞれの大きな役割を担っています。



近年は、脳障害による急性期後の回復訓練が必要な患者が多くなっていることから、自立支援・生活支援・更生相談など併せ持つ施設が、地域を問わず必要となっている状況です。

当市には、平成22年に新潟リハビリテーション大学が開学しています。可能であるならば同大学と連携しながら、病院だけでは解決できない障害者の自立支援の現状を認識し、今後の

障害者支援の在り方について検討して行かなければならないのではないかと考えます。

同センターの沿革によれば、昭和46年には自動車運転訓練場が完成し、職業訓練の一端として運転訓練が開始されたとなっています。施設見学の中で、訓練場の教習の様子や、障害を持った方が運転しやすいように改造された教習車の説明があったが、指導員(女性)の方の教習の仕方や教習車の構造について熱意のある説明が印象的でした

(3) あらかわクリーンセンター

「民間事業者の運営によるごみ処理施設の状況について」

【対応者】 福島市環境部 あらかわクリーンセンター 江尻 聡 所長 他3名

【経過】 施設の概要について分かりやすく編集された見学者用のビデオを見た後、施設内を見学し、その後詳細に施設の運営状況について説明を受け

ました。

あらかわクリーンセンターの概要

福島市内の2ヶ所のごみ処理場のうちの1つで、以前からの場所に建替えられ平成20年9月に稼働。福島駅から4km前後の場所にあり、周辺には果樹園や住宅が点在している。個人の一般ごみや粗大ごみについては、無料となっている。

- ・建設費 90億円
- ・施設規模 焼却施設 220t/日 (110t / 24h × 2 炉) 発電・灰溶融炉施設付
- ・委託期間 平成20年9月～平成40年8月
- ・運営事業者 株式会社あらかわEサービス
(株)荏原製作所と荏原エンジニアリングサービス(株)によるSPC

運營業務委託について

運営委託業務の内容は、あらかわクリーンセンターの中の焼却工場部分の運營業務で、委託料は20年間で120億円となっています。プラットホームのごみの搬入業務については市の直営となっており、施設全体の運營業務を委託する当市の新ごみ処理場の計画とは異なるものです。なお、同センター内には焼却工場に隣接して資源化工場(平成11年竣工)とリサイクルプラザがあるが、これらの施設も市の直営となっています。

焼却工場の環境対策

ごみの焼却に伴う排出ガスについては、大気汚染防止法に定める基準値よりも更に厳しい計画目標値を設定して維持管理・運転管理し、常時監視を行うとともに電光掲示板を設置して情報公開を行っています。

臭気対策については、臭気発生個所は密閉化を原則として、プラットホーム出入口には自動扉を設置し、ごみ投入扉は、必要時以外は閉鎖するとともに、ごみピット内を負圧することにより外部への臭気漏洩が防止されています。ごみピット内の空気は、稼働時には燃焼用空気として強制的に吸引しています。

施設から出る排水は、施設の稼働時は処理されたのち再利用されています。



灰溶融炉設備

焼却灰や飛灰の減容化・安定化のため、電気式灰溶融設備での灰の溶融固化を

行い、ガラス質で砂状の溶解スラグとなります。再利用により、最終処分場への搬入が減少され、焼却施設の建替えによる同設備の導入により、最終処分場への搬入量は平成 19 年度の 21,000t から平成 21 年度には 12,000t となり、大幅な減少となりました。

この灰溶融炉設備については、以前はごみ処理場の建設にあたって、国は高率の補助金によって灰溶融炉の設置を勧めていたが、かなりの電気を消費する設備であることなどから、現在は全国的に廃止や休止の方向となっており、村上市の新ごみ処理場にも灰溶融炉は設置されません。



余熱利用と余剰電力の売電について

ごみ焼却余熱の積極的な回収と有効利用を図るため、ボイラによる蒸気を発生させ、発電設備によって発電した電力で施設の電力を賄うとともに、余剰電力は市によって売電されています。

当市の新ごみ処理場の計画では、発電設備が設置されますが、余剰電力の売電による収益については運営会社のものとされています。

9月定例会の当委員会において、新ごみ処理場の発電設備の規模や性能を問う委員の質問に対し、市側は事業者側の不利益となるとのことで回答しませんでした。また、売電による利益を事業所のものとする事の明確な根拠も示されませんでした。

資源化工場とリサイクルプラザ

資源化工場では、ビン類の色分けの選別、ペットボトルの圧縮、缶類の鉄類とアルミの選別・圧縮のほか、粗大ごみについては、破碎ののち可燃物と不燃物に選別しています。

リサイクルプラザでは、収集した粗大ごみの中から再利用できるものを選び再生加工する工房や、再生品の展示室を設けています。加工はシルバー人材センターの方々によって行われているとのことで、驚くような安価で、再生品のタンスや椅子などの家具類、色とりどりの自転車が展示されていました。希望者が多く、抽選によって販売されるそうです。

当市においての資源ごみの収集後の処理については、それぞれの事業所が個々に行っており、同センターの運営は大変効率的なものであると感じました。

【所 感】 供用開始から 5 年目という新しい施設であるが、環境に配慮した施設、ごみの資源化やリサイクルに力点を置くなど、資源の有効利用に配慮した施設であり

ました。

当市の新ごみ処理場も建設が始まりましたが、将来を見据えて、リサイクルの進め方や、焼却灰の最終処分の在り方について、これからも検討していかなければなりません。さらに、ごみの減量化も重要であり、生ごみの堆肥化などさまざまな対策が必要です。

また、当市の新ごみ処理場は、施設業務のすべてを運営会社（SPC）に運営委託するものであるが、あらかじめクリーンセンターの場合は焼却工場の業務のみを委託し、センター全体は市で管理されており、20年間の運営委託に対しても不安感はほとんど感じられないものです。

現在、市直営となっている焼却灰の運搬業務や最終処分場の運営業務についても、指定管理制の導入が検討されており、20年間の運営委託となる新処理場と合わせて、今後どのように運営していくのか更に議論が必要です。

ごみ問題は、市民にとって身近な問題でありながらも重要な問題であるので、今後も市民を巻き込みながら地道に進めて行かなければならないと強く感じました。

センターに隣接した公園では、表土を剥く除染作業が行われていました。また、焼却工場の灰溶融炉での処理によってできたスラグが、放射能の問題から再利用することができない状況であると、江尻所長から説明がありました。

江尻所長の冷静な語り口の中にも、原発事故による放射能問題の現実と、それに立ち向かう被災地の方々の強い意志が感じられました。

以上、この度の行政視察について報告いたします。